

児 童 養 護 施 設 札 幌 育 児 園

事 業 計 画

社 会 福 祉 法 人 札 幌 育 児 園

1. 社会福祉法人札幌育児園 事業理念及び基本方針

社会福祉法人札幌育児園は、ノーマライゼーションが実現される社会を目指し、多様な福祉サービスが、利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として事業を行う。

2. 設置・運営主体

社 会 福 祉 法 人 札 幌 育 児 園

3. 名 称

児 童 養 護 施 設 札 幌 育 児 園

4. 所 在 地

札 幌 市 南 区 藤 野 6 条 2 丁 目 4 2 7 番 地 4

電 話 0 1 1 - 5 9 1 - 6 6 0 1

F A X 0 1 1 - 5 9 1 - 4 9 0 4

メ ー ル ア ド レ ス sapporoikujien@mist.ocn.ne.jp

ホ ー ム ペ ー ジ URL:<http://www.ikujien.jp/>

5. 児童養護施設札幌育児園 理念及び基本方針

児童養護施設札幌育児園は、すべての子どもを社会全体で育み、子どもの最善の利益を求め、①子どもの生きる権利、生活する権利、発達する権利、教育を受ける権利を保障し、子どもの自立を支援すること。②家族の再統合に向け、親子関係の調整や、家庭環境の改善などファミリーソーシャルワークを行うこと。③地域の子育て家庭が持つ児童福祉問題や、地域の福祉に関する支援を行うこと。以上の三つを柱に子どもの福祉向上に向けていくものとする。

〈自立支援〉

今日の児童養護施設には多数の被虐待児が入所しており、これらの児童は、虐待により自我や基本的な信頼関係が壊されたことから、感情体験の歪みや、対人関係の歪み、自己概念の歪みなどを生じて、爆発的な攻撃・破壊行動や、怒りが感情の基本となった激しい気分変化、試し行動・挑発的言動、無差別の愛着行動、身体的接触の拒絶など、様々な問題行動を表出している。これらは、虐待などの不適切な養育環境から、子どもの発達に歪みが生じた結果であり、虐待をはじめ不適切な養育環境にあった子どもは、愛着形成不全など発達上に問題を抱えていることが多い。

この様な子どもへの援助は個別化を基本に、何よりも大人との信頼関係を構築することを優先し、愛着関係を再形成して対人関係の基礎と発達の基盤の確立を図ることとする。また、発達の歪みについては、大人からの意図的で適切な関わりと、環境からの作用を活用して、現実認識の歪みの矯正、自己への客観視など、自我の修復・強化、自己概念の矯正に向けた治療的な援助を行っていくこととする。

自立に向けた援助は、自活の概念による自己生活の管理を中心とした生活知識や技術の習得だけでなく、年齢に応じて自立した生活をするための社会生活力を身につけることに向け、必要に応じて援助を受けることや、問題・課題についての解決方法や処理方法の習得への援助を行っていくものとする。

〈ファミリーソーシャルワーク〉

日本の社会は、家庭が豊かで、安全で、安心できる場であることを理想としており、社会的養護を構成する児童養護施設の援助も、子どもが家庭において安全で安心した生活がおくれることを目標にしている。しかし、今日の子育て家庭の状況は、子どもをめぐる問題が複雑・多様化しており、問題が家庭内で悪循環して、問題の解決や家庭機能の回復が困難になっていることも多い。

この様なことから、子育てをめぐる問題の解決や家庭機能の回復に向け、親・保護者との協働を基本に、親・保護者が本来の役割を果たすよう、親子関係・家族関係の調整や、養育相談などの援助を展開し、家族の再建に向けていくものとする。

〈地域子育て支援〉

今日の子育て家庭の状況は、核家族化を背景に生活事故への対応力、問題解決力、養育力の低下など家庭機能の脆弱化が顕著になっており、現行の社会的養護・子育て支援の体制ではニーズに対応できなくなっている。このような状況をふまえ、地域の子育て家庭（里親、ファミリーホームを含む）に対し、①養育知識・技術の習得、②子育て負担の軽減、③親の育ちと社会関係形成を柱とした子育て支援を行っていくものとする。

サービスの提供にあたっては、附設する児童家庭支援センターと連携し、居住型施設の特性を生かして、24時間体制で託児・通所・訪問など、ニーズに応じたサービス提供と、子育て家庭が抱える問題・課題に、児童養護施設の自立支援や家庭環境調整における専門性からの相談援助など、ケアと相談援助が一体となったサービスの提供を行うこととする。また、地域の子育て支援では、その基盤となる地域養護の再生にも取り組んでいくものとする。

6. 中・長期事業計画

社会的養護を取り巻く状況は、平成28年改正の児童福祉法により、児童福祉のパラダイム転換が図られ、その具現化に向け「新しい社会的養育ビジョン」が策定された。これにともない、これまでの都道府県推進計画は全面的に見直されることになり、平成30年度中に「新しい社会的養育ビジョン」に則った都道府県推進計画が策定される。「社会的養護の課題と将来像」に始まった施設の小規模化及び家庭的養護は、家庭養育という形でより一層推進されていくが、「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭養育の完全実施が求められていることから、小規模化の基準は厳しくなることが予想される。そのため、都道府県推進計画をみて、当施設の小規模化計画を再検討していくこととする。

平成30年度から平成31年度	施設整備内容の検討、定員縮小
平成31年度から平成35年度	改築内容の検討、定員縮小
平成36年度から平成40年度	平成38年頃に改修・改築

また、施設運営管理の改革に向け、支援管理のシステム化を図るものとする。

7. 短期事業計画

平成30年度から平成31年度までの2年間において、以下の事業を行う

(1) 基本事業

自立支援、ファミリーソーシャルワーク、地域子育て支援の充実に向け、次の事業を行う

- ①苦情解決システムの機能推進
- ②子育て短期支援事業（ショートステイ）

(2) 施設運営管理

施設運営管理の改革に向け、次の事業を行う

- ①支援管理のシステムの導入

(3) 施設環境整備

老朽化した建物、設備、機器への対応と、安全、環境整備に向け次の事業を行う

- ①地下燃料タンクメーター浸水の改善
- ②幼児棟屋根の修理
- ③体育館改修

(4) 地域における公益的な活動

- ①時間単位での子育て支援 タームケア
- ②藤野地区高齢者交流及び介護予防活動

(5) 施設小規模化

平成30年度に入所定員を65名に縮小

1. 事業内容

(1) 基本事業

自立支援、ファミリーソーシャルワーク、地域子育て支援の充実に向け、次の事業を行う

- ①苦情解決システムの機能推進
- ②子育て短期支援事業

(2) 施設運営管理

施設運営管理の改革に向け、次の事業を行う

- ①支援管理システムの導入

(3) 施設環境整備

老朽化した建物、設備、機器への対応と安全、環境整備に向け次の事業を行う

- ①燃料地下タンクメーター浸水の改善
- ②幼児棟屋根の修理

(4) 地域における公益的な活動

- ①時間単位での子育て支援 タームケア
- ②藤野地区高齢者交流及び介護予防活動

(5) 施設小規模化

定員縮小に向け、入所調整を行う